

日 薬 情 発 第 216 号  
令 和 7 年 3 月 25 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 川 上 純 一

「医薬部外品原料規格2021」の一部改正に伴う  
医薬部外品等の製造販売承認申請等の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

医薬部外品原料規格2021の一部改正については、本日付け日薬情発第215号にてお知らせしたところですが、今般、規格の一部改正に伴う医薬品及び医薬部外品に係る製造販売承認申請等の取扱いについて示されました。

つきましては、貴会関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

医薬薬審発 0321 第 2 号  
令和 7 年 3 月 21 日

各関係団体の長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

「医薬部外品原料規格 2021」の一部改正に伴う医薬部外品等の製造販売  
承認申請等の取扱いについて

標記について、令和 7 年 3 月 21 日医薬薬審発 0321 第 1 号をもって、別添写しのと  
おり、各都道府県衛生主管部（局）長宛に通知しましたので、貴会会員への周知方よ  
ろしくお願いいたします。

医薬薬審発 0321 第 1 号  
令和 7 年 3 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長  
（ 公 印 省 略 ）

「医薬部外品原料規格 2021」の一部改正に伴う医薬部外品等の製造販売承認申請等の取扱いについて

医薬部外品原料規格については、「医薬部外品原料規格 2021 について」（令和 3 年 3 月 25 日付け薬生発 0325 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の別添「医薬部外品原料規格 2021」（以下「外原規 2021」という。）として示されているところですが、「医薬部外品原料規格 2021」の一部改正について」（令和 7 年 3 月 21 日付け医薬発 0321 第 1 号厚生労働省医薬局長通知。以下「局長通知」という。）により、外原規 2021 が一部改正され、その要旨等が示されたところです。

今般、外原規 2021 の一部改正に伴う医薬品及び医薬部外品（以下「医薬部外品等」という。）に係る製造販売承認申請等の取扱いを下記のとおり定めましたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し、周知方よろしく御配慮をお願いします。

## 記

### 1 規格が改正された成分の取扱い

(1) 令和 7 年 3 月 21 日以降、新規に承認申請を行う医薬部外品等であって、当該医薬部外品等が含有する成分の規格を局長通知による改正後の外原規 2021（以下「改正外原規」という。）とするものについては、「成分及び分量又は本質」欄に「外原規」と記載し、規格内容は省略すること。

なお、令和 8 年 9 月 30 日までは、改正前の規格により承認申請することで差し支えない。

(2) 既に承認を取得している医薬部外品等について、当該医薬部外品等が含有する成分の規格を改正外原規とする場合は、令和 8 年 9 月 30 日までは、従前の例によることができるものとするが、同年 10 月 1 日以降は改正外原規の規格によるものとする。

なお、同年 10 月 1 日以降も改正前の規格とするものについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条第 16 項の規定に基づく承認事項の軽微変更に係る届出（以下「軽微変更届出」という。）により、規格を「別紙規格」とし、規格及び試験方法を改正前の外原規 2021 の内容とする変更を行うこと。

(3) 改正外原規に記載されている成分を含有する医薬部外品等であって、既に承認を取得しているものについて、「成分及び分量又は本質」欄の規格を「別紙規格」から「外原規」へと変更する場合は、軽微変更届出により変更して差し支えない。

## 2 承認事項の一部を医薬部外品原料規格による旨記載して承認された医薬部外品等の取扱い

「規格及び試験方法」欄等で、試験法の一部について医薬部外品原料規格の一般試験法で定める試験法による旨を記載された医薬部外品等については、令和 8 年 9 月 30 日までは改正前の外原規 2021 の試験法によるものとみなすが、同年 10 月 1 日以降は改正外原規の試験法によるものとする。

## 3 試薬・試液の名称が改正されたことに伴う取扱い

既に承認を取得している医薬部外品等の承認事項において、今般の一部改正に伴い試薬・試液の名称が改正されたものについて、名称を改めるのみの法第 14 条第 15 項の規定に基づく承認事項の一部変更承認申請（以下「一変申請」という。）又は軽微変更届出を行う必要はなく、他の理由により、一変申請又は軽微変更届出を行う機会があるときに併せて変更することで差し支えない。

## 4 その他留意事項等について

1. (2) 及び (3) に係る軽微変更届出については、令和 8 年 9 月 30 日までにを行うこと。なお、軽微変更届出を行う際は、軽微変更届書の「備考」欄に、「令和 7 年 3 月 21 日付け医薬薬審発 0321 第 1 号「医薬部外品原料規格 2021 の一部改正に伴う医薬部外品等製造販売承認申請等の取扱いについて」による届出」と記載すること。